



Title	「定息」の本質について：その中国における論争への批判
Author(s)	芝池, 靖夫
Citation	大阪外国語大学学報. 1958, 6, p. 109-128
Version Type	VoR
URL	https://hdl.handle.net/11094/80139
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

「定息」の本質について

——その中国における論争への批判——

芝 池 靖 夫

SHIBAIKE Yasuo

論「定息」の本質

——批評其在中国經濟学界里的討論——

提 要

這一年來，中國經濟學者們展開了一場很熱烈的討論；其中心題目為「定息性質究竟是什麼？」。當初，我對這項題目沒抱著什麼特別意見，而只因為我是一個中國經濟的研究者，泛然繙說各家所提出的幾種主張。讀書百遍意自通！到了最近才覺得像自己也有了一定的把握似的。

我看這次討論的一個顯明的特徵是各家意見大不一致，各有各人的特殊主張；例如：國家財政補償說、資本利子說、或剩餘價值說等等。而至於其剩餘價值說，那裡面也有分成各種不同邏輯的了。雖然是這樣，仔細看來，這幾種主張意見，差不多都是瑕瑜互見的，不能使人十分滿足。

現在，我要提起來我自己的意見，以求大家批評指教。

既然中國的全行業合營企業已在基本上轉變成了社會主義性質的企業，那末它的勞働生產過程只有工人之為自己的和為社會的兩種必要勞働，而不再會有其他任何勞働範疇。但是其分配過程（即分配關係）上，就情形比較複雜一點。一般來說，社會主義經濟的分配關係，除有為了充用社會經濟之有用消費的分配範疇以外，也還有一種為社會未必有用的分配範疇，如分配給老廢人們的厚生費用等。這樣非有用性的分配範疇，雖然其質量很微小，可是一按照社會主義的歷史任務就得而知是一個不可否認的必要的東西。中國社會現階段上合營企業經濟的分配範疇，也當然包含着這類非有用性的小範疇。我認為「定息」的泉源也就是與這類小範疇所並列的，或者可以使之歸于那小範疇的擴大者內。這樣情形，當然是中國過渡時期這一個特殊的歷史條件所造成的。不用說，「定息」是中國工人階級為了贖買資產階級私有的生產資料而所創造的一部分勞働產品。假如中國工人階級能够對於資產階級推行「無償」的可和平的社會主義「改造」，那末就為無上良好的策略。可是，實際上他們不得不推行有償的「贖買」，不能不拿出自己勞働的一部品產品而付給資產階級分子，

以促進社会經濟的和平改造。「定息」是為了使其社会經濟和平發展而不可缺的需要的東西，同時在整個社会的物質上、文化上的基本發展上，顯然是非有用的東西。（当然，這樣為了整個社会經濟非有用的「定息」，一付給于資產階級分子后，他們用之于購買公債或存之于銀行裡，就会轉變為一定限度的有用的東西。）

總之，「定息」是全業合營企業工人為社会的必要勞動之一部分產品，同時，在分配關係上，是一種為社会非有用性的分配物。当然，社会經濟的任何歷史過程上，分配關係也一定照應于其生產關係。中国現階段社会經濟的這樣帶有非有用性範疇的分配關係，也還能照應于基本上已經社会主义化的生產關係。這顯然是一種矛盾。這個矛盾，經過「定息」的理論上、實際上的存在形態，表現着中国過渡時期的工人階級和資產階級分子間的矛盾關係。過了幾年之后，「定息」一見作廢了，就這樣矛盾關係可完全會消滅吧！

(1957年11月30日)

I

周知のとおり，中国では1949年の革命達成 이래，資本主義經濟ウクライドにたいして，もっぱら平和的な手法による社会主義改造を実施してきた。いわゆる国家資本主義の諸政策¹がすなわちこれである。この多分に独創的ともいうべき政策は，その後逐次着実な成果をおさめ，1954年の末ごろまでに，比較的經營規模の大きい私營の商工業企業はほとんど大部分，半社会主義的な公私合營企業にかわり，その他の中小企業についてもこれまた大部分，社会主義国營經濟の指導下に，その經營を再編成するにいたったのである。いわゆる「利用、制限、改造」がすなわちこれである。なお，この段階での公私合營化は，各企業がそれぞれ単独に国家資本（つまりフォンド）をうけいれるという方式だったので，今は一般にこれを「個別公私合營化」と称している。ともあれ，合營化した諸企業はいずれも従来のもとはみちがえるように經營内容を刷新し，生産能率をたかめ，かくしてまた優に国營企業とならんで，直接国家の經濟計画推進の一端をにないうるにいたったのである。

さて，つぎにでてくる問題は，当然に，幾千幾萬の多数にのぼる中小型私營工商業企業の「改造」を如何にするかということである。中国の人民は，ここでもまたそのすぐれた創造的能力を遺憾なく發揮した。すなわち，かれらは北京・天津・上海はじめ奥地諸県市にいたるまで全国各地区ごとに，そこで同一業種にぞくする私營企業は，これを一括して合營化するという方式（いわゆる「全業合營化」）をあみだしたのである。

「全業合營」をもって，さきの「個別合營」のたんなる量的拡大とみるのはただしくない。²す

なわち、国家は各業種ごとに一の「専業公司」(国营)³をつくり、各合営企業の経営管理ならびに人事の一切の主要業務をこれに統轄せしめ、所属各企業(もちろん既存の個別合営のものもふくめて)はただこの「専業公司」から割当てられた生産・流通の諸作業を指示どおりにいとなむのみとしたのである。なおもうひとつ、国家はこれに並行して、従来のいわゆる「四馬分肥⁴」による利潤分配方式を廃止し、各合営企業資本家にたいしては、その持株におうじ、各企業の損益にかかわらず、かならず毎年一定率の利息を支給することとした。これがすなわちここにいう「定息」である。「定息」はすべて各「専業公司」より支払われ、その率ははじめ1~6%とさだめられたのが、のちに一律5%にあらためられ、なお1956年度以降7年をかぎって支給されるものとせられた。⁵ 以上の諸措置こそは、「全業合営」が、中国における従来の資本主義経済セクターにたいする社会主義改造を、さらに大きく前進させるものであったことを意味する。すなわち「全業合営」の結果、その生産手段にたいする資本家の所有権はもはや「定息」受配のための一種の証憑としての意味しかもたなくなり、ほんらいそれと不可分の一体をなしていたところの企業の管理経営ならびに人事調配の二権は、いずれもともに人民国家みずからの直接掌握下におかれるにいたったのである。

今日、中国においては、さきの「四馬分肥」における「紅利」(株式配当金)ならびに「股息」(株式金利)の分配給付、および次の「定息」支払は、いずれもともに中国のプロレタリアートがそのブルジョアジーから生産手段を「贖買」(買戻す)ための代償給付にほかならないとかがえられている。すべて財貨は労働の、つまり労働者の血と汗とによる創造物であるといわれる。純粋にこの建前をつらぬく場合、これら財貨のほんらいの帰属もおのずからあきらかということになるわけであるが、中国においてはその人民解放革命(1919年~1949年)の特殊性⁶よりして、また社会主義革命(1949年以後)を平和的に達成するためにも、あえて資本家の私有生産手段を無償で国家に没収するという方式をとらず、かくは相当のながい期間にわたって資本家に利得(「不労所得」といってもよい)をゆるしつつ、——つまりそれをもって回収の代償にかえ、なおまたその間つとめて資本家の勤労人民への自律的転生をうながしながら、⁷ おもむろにこれをまったく意味での全民的所有にうつそうとするのである。

さて、以上のような事態の推移を前提として、あらためて今日中国における資本主義経済要素の社会主義改造問題のもつ経済学的意義をかながえてみた場合、おのずからそこに大きくクローズ・アップされてくるもの、それはほかならぬいわゆる合営企業経済ウクライド(=現段階における国家資本主義ウクライド)の性格規定の問題——周知のとおりそれはいまや「基本的に社会主義化した」といわれてはいるが、この「基本的に」といういささか厄介な修飾語の意味を最終

的にときあかすものとしての、「定息」の本質規定の問題なのである。

(註1) ここにいう国家資本主義とは、かつてソ同盟のネツプ展開期にあたって最初に唱導せられた語義としてのそれとおなじものである。中国における国家資本主義の特質にかんする最近までのわが国での研究状況については、大阪市大『経済学雑誌』第37巻、5・6合併号に杉野明夫氏が簡潔な批判的紹介を試みておられるから、あわせみられたい。

(註2) 「わが国の私営工業は、殆どのものが公私共営に転じた。1956年度に私営から公私共営に転じた工業企業は約7万戸である。これらの企業の生産総額はもとの私営工業の生産総額の99.6%をしめ、作業員の数はもとの私営企業の従業員総数の約99%をしめている。(中華人民共和国国家統計局「1956年度における国民経済計画遂行の結果についての公報」1957年8月1日発表；『人民中国』1957年10月号附録)

(註3) 国営專業公司。——ある地区において特定業種にぞくする多数の小型私営工商業企業がいっせいに合営形態に転じた場合、どうしてもそこに一業種全体の生産・流通を統轄する中樞的な経営管理指導機関が必要になってくる。つまり、国家はそれによって、生産手段の社会主義的な占有ならびに運用をおこない、各合営企業の生産・流通活動を国家の経済計画へ直結させ、労働力の配分ならびに負担を合理的に調節し、さらに旧資本家の勤労人民への転生を指導援助するのである。1956年後半以後の全業合営化にあたっては、すべてあらかじめまず国家の手で專業会社が設立されてから、その指導のもとに各業種ごとに合営手続きがすすめられたが、それ以前の段階ではまだハッキリ「公司」といった形をとらない一種の専門管理機関(多く各市政府工業局所属の「專業処(または局)」)によって合営化工作がおこなわれ、その後「公司」がつくられた。なお、汪鴻鼎氏「論工業專業公司的性質和作用」(『新建設』1957年2月号, pp. 12-16) 参照。

(註4) 「四馬分肥」(四頭の馬がそれぞれ肥えふとる)。——前(註1)の諸論稿中ですでにくわしくのべられているが、あらためて簡単に要約するとつぎのとおりである。すなわち、1956年以前の個別公私合営段階において、国家は合営企業の収益分配は、原則としてつぎの四通りにわけておこなわるべきであるとさだめた。(1) 国家への所得税(年間総収益額の35%以内)、(2) 株主・重役等への利益配当金・株式金利および賞与金等(年間総収益額から上記(1)を差引いたのこりの25%以内)、(3) 労働者・職員への福利厚生費・奨励金等、(4) 企業積立金(同上の10%以上)。こうした分配基準は個別公私合営の経済的特質をもっとも簡潔に表現するものとして、今日一般に「四馬分肥」なる語は個別合営の代名詞化するにいたっている。

(註5) 「定息」率ははじめ1976年2月8日の國務院制定公布「公私合営企業中推行定息弁法」では、1~6%であったのが、その後同年6月19日の『人民日報』にのせられた副総理・陳雲氏の論文「關於私営工商業的社会主义改造問題」では、それが5%にあらためられたことがあきらかにされた。5%というのが何を根据としての比率であるかはあきらかでないが、一般にはそれは定期預金利率を勘案しての数字であるとみられている。

なお、「定息」支払期間を1956年以降7年とするとの政府決定は、同年12月15日の全国工商業連合会第二期全国代表大会における、やはり陳雲副総理の報告において、はじめてあきらかにせられたものである。(同月16日付『人民日報』参照) この「7年」という期限もいったい何を根据としてきめられたのか必ずしもはっきりしないが、おそらくそれは第2次五ヶ年計画の完成予定年にあわされた

目標だろうということになっている。なお、中国ではこれにたいして、一部のいわゆる「右派分子」が、1957年前半の例の「百家争鳴」運動の高潮に乗じて、たとえば「定息20年説」をとなえだしたりすることもあったらしいが（なるほど $5\% \times 20(\text{年}) = 100\%$ となる！）、たちまち一般から——「贖買」と「購買」とをはきちがえた図々しい意見であるとして、てきびしく非難される結果におわった。（蘇星氏「談定息的性質問題」；『学習』1957年第13期，pp. 14—16）

なお『人民日報』（1956年9月7日）の寄稿論文によれば、企業合営後における「資本家」の所有株式額面総額は約33億元、これにたいする毎年の「定息」支給総額は、その5%として1億6,500萬元との推計をだしている。（同紙；顧明・田方氏「試論……矛盾の性質」）

（註6）ここにいう人民解放革命の特殊性とは、つまり「民族統一戦線」をいう。もっとも、それはいわゆる民族ブルジョア特有の二重的性格のために、しばしば崩壊の危機にさらされたが、しかし少なくとも、日本降伏後の第三次国内革命戦争の過程では、かれらは終始よく中立を保持しえたり、またそのリーディングな政治的代表者たちは、国民党よりもむしろ中国共産党を支持する傾向の方がつよかったとさえいえるのである。もちろんそうしたことが、もっぱら中共側の驚歎すべき正確かつ妥当な情勢分析、およびそれにもとづくきわめて適切な指導に負うものであったことはいうまでもない。

（註7）「全国の機能資本家（いわゆる「在職資方人員」）についての調査によれば、1951年度にあっては「股息・紅利」がかれらの総収入の41%をしめる状態にあったのが、1955年にはそれは22%にさがり、賃金収入はすでにかれらの総収入の70%前後にたつするにいたった。（現在）これらの機能資本家は全国で40余万人（小業主をふくまず）にたつするが、国家は「才能をはかって使用し、補うに必要な願望をもってする」との原則によって、かれらを全部引請け、それぞれ何等かの仕事につけるようにしている……」（管大同氏「論贖買和改造」；『学習』1957年第3期，p. 11）

II

以上のべたところによっても容易に理解されたとおり、今日中国における資本主義経済要素にたいする社会主義改造の問題は、究極のところ、「定息」の本質問題ただひとつにつきるといっても過言でない。さればこそ、その本質はなにかという問題をめぐってこれまでもずいぶん数多くの学者・研究者たちによる活潑な論争の展開がみられたのである。

論争の過程ではさすがにいろいろちがった意見がでたが、今日までのところ、大たい「定息」をもって一種の特殊な剰余価値形態であるとなす見解が支配的で、その他のたとえばこれを国家の財政補償であるとみるもの⁸や、或は一種の資本利子であるとする主張⁹などは、あきらかに後援つづかずの形勢にあるようである。それで、ここでは以下もっぱら「定息」= 特殊剰余価値説の批判的紹介を中心に、この問題をみてゆくことにしようとおもう。

まず昨秋いちはやく『人民日報』が採録したところの千家駒氏の意見にきこう——

「それ (=定息) がプロレタリアートによってつくりだされたものであることは十分あきらかである。それではそれはかの、プロレタリアートがつくりだし、国家の予算を経由し、国民所得の再分配の原則にもとづいて国家機関の工作人員に支給されるところの賃銀とおなじものといえるか？ 全然そのようにはいえない。国家機関の工作人員の賃銀収入は労働所得であるが「定息」は不労所得である。他方また、それは国家の蓄積部分のなかからその一部をぬきだして支払うといったものでもない。蓄積とは何かといえば、それは国家が拡大再生産の分野に使用する資金であり、プロレタリアートが社会のためにはたらく部分であり、一種の必要労働である。ところが、「定息」を支払うための労働は、資本家のための労働であって、それは一種の剰余労働である。(旁点——引用者、以下おなじ)」(1956年10月26日附同報所載「從‘定息’的實質說到……的矛盾問題」)

ここで、千家駒氏のいいかたはかならずしもはっきりしているわけではないが、しかし、どうやら氏は合営企業労働者の労働のなかに「定息を支払うための剰余労働」なる一個特定の経済範疇を設定するもののようにうけとれる。周知のように、社会主義経済のもとの労働は「労働者自身の(経済上文化上の必要をみたす)ための労働」と「社会のため(おなじく……)の労働」とのふたつの必要労働範疇にわけられるのであるが、氏のように「定息が国家の蓄積部分(つまりここにいう社会のための労働、またはその一部分であろう——引用者)から支払われたものではない」とする¹⁰以上、といってまさか労働者自身のための労働の一部だというのでもあるまいから(事実、氏はそんなことをどこにもいっていない——同)、けっきょく第三の範疇をたてるより方法がないということになるのではないだろうか？

この点にかんしては、同じ紙面にのせられた蘇星氏の見解もまったくおなじ——というよりも、むしろいっそうはっきりした形でしめされている。

「公私合営企業(むらん全業合営企業である——引用者)のなかには、まだ資本主義的所有制の残存部分があるのであって、労働者のおこなう労働はそのすべてが必要労働だというわけではなく、必要労働のほかになお一部の剰余労働をもなさねばならぬのである。この部分の労働は「定息」として、無償で資本家に占有される。」(同上紙、「定息」的性質問題)

がんらい「資本家のための労働」なるものが、いわゆる剰余労働すなわち剰余価値(M)をつくりだすための労働たりえたのは、それがたんなる資本家のためというよりも、資本のため、つまり資本の価値増殖のためのものであったはずである。換言すれば、それは生産手段のまったく所有権が資本家階級に帰属され、経済の歴史的な体制が私的所有下における価値増殖の進行を可能ならしめるという条件下においてのみ成立しえた経済範疇というべきものであろう。「資本の

価値増殖」をぬきにした「剰余労働」——そうしたものは、理論上、そもそも成立しえない概念ではなからうか？ もちろん過渡期なる特殊な歴史的條件はそこにいろいろあたらしい特殊な経済範疇をうみだす。いや、ただししくは逆に——いろいろあたらしい特殊な諸経済範疇がうみだされればこそ、そこにいわゆる過渡期経済なる特殊な一過程が形成されるのである。しかし、そうした意味での経済範疇とは要するに資本主義的な諸経済要素（ただし、ここではいずれも最も基層的な諸要素をいう）と社会主義なそれらと——いずれも既成のものの一定の混合（しかり「化合」ではない）によって、特殊的にうみだされたにすぎないのであって、それ自体としてかつて歴史的に全然存在したこともないような新奇な経済範疇が、忽然そこに出現をみるわけのものではない。過渡期経済が、資本主義経済と社会主義経済とのいわば単なる接合時期にすぎず、それ自体——文字どおりの意味での歴史的な一個独立の社会経済を意味するものではないとされるのは、まさにこうした理由によるものといえよう。千家駒・蘇星氏らのいう「定息を支払うための、資本家のための剰余労働」なるものが、もしほんらいの「資本の価値増殖のための剰余労働」が過渡期において「特殊化」したものだというなら——両氏の論文ではどうもそうとしかうけとれないが——それは「基本的社会主義化」をいささか「特殊化」しすぎたものというべきではないだろうか？ ついでながら、わたくしのいう——過渡期の特殊性を表象するものとしての、最も基層的な新旧（既存）諸経済要素の混合による特殊な経済範疇とは、たとえばどういうものをさすかといえ、ほんの目の前にある個別公私合営企業における労働範疇の組成のごとき、あきらかにその好例たるものである。そこでは、社会主義的な労働者自身のための、また社会のための、ふたつの必要労働はいずれもともに存在しているが、しかし同時に、資本主義的な「紅利分配・股息給付のための剰余労働」の併存もまたあきらかにみられるのである。しかもその場合、かぎられた分量の労働時間を前提において、後者の量的存在は決定的に前二者のそれと矛盾する関係にたつ。まさにその点にこそ、この種企業のもつ（質的な）問題性が、もっとも基本的な形で露呈されるのである。しかも、もしこうした形式での三範疇構成ならば、そのいずれもが何等新奇なエレメントを用いなければ、それはそれとして十分理解は可能なはずである。上述の千家駒・蘇星両氏のような三範疇論では、——少なくともそこに提起された新しい基層範疇の内容が十分説明されないかぎり、だいいち「個別」合営と「全業」合営との根本的な差異すらもあきらかにされえないではないか？

なお、この「三範疇論」は、中国ではなかなか優勢なようで、以上千・蘇両氏のほかに、宿景芳¹¹・邵緯生¹²・宋則行¹³の諸氏もまたあきらかにこの派にぞくする。

『経済研究』（1956年第6期）にのせられた馬家駒氏の論文「論我国……中的剰余価値剝削」

(同書, pp. 93-110) のなかでの「定息」論も、やはり一種の剰余価値説にぞくするものである。

しかし、そこでは、さきの諸家のというような無理な第三範疇論的立場はとられてはいない。すなわち氏ははじめにまず、全業合営企業における労働を、はっきりと「労働者自身のための労働」と「社会のための労働」とのふたつだけに限定し、その上で「定息」は、後者のうちから「国家の手をへて、最終的に資本家の手中に流入する」ものとなすのである。(同書, p. 108. 引用は省略する。) わたくしは、このかぎりにおいては、たしかに馬氏の見解の方がただしとおもう。この支持の理由についてはなお敷衍してのべる必要があるが、それはいずれのちほどのこととしここではのべない。

ところで馬家駒氏は、それではなぜ「定息」が一種の剰余価値であるとなすか？ 問題はむしろこの証明過程にある。氏はいう――

「この部分（資本家の手中に流入する部分――引用者）の収入は、それが「定息」という形式によって資本家に分配されるやただちにそのほんらいの性格をかえ、全民的所得の財貨が資本家の不労所得にかわるのである。しかもこの最後の結果よりして、今度は逆にそれ以前の生産過程をかんがえてみた場合(?)、もともとこの部分の収入をつくりだすためにつかわれた労働は、やはり真に社会主義的という意味上での社会のための労働ではなく、資本主義的な剰余価値の性質をもつものだったのである。」(同書, p. 108)

「基本的」に社会主義的な合営企業内における労働の生産物で、ほんらい社会のための必要労働として生産されたものが、じつは再分配過程にあつては資本家（括弧付であるべきであろう）の不労所得になるものであった――というわけで、今度はそこから逆算していって、それに該当するだけの分量のものを生産するに要した労働をもって資本主義的な剰余労働と劃定する。――馬氏のこの論法もまた、さきの千・蘇両氏同様、多分に「獨創性」ととむものといわねばなるまい！

いうまでもなく、労働の範疇組成なるものは、そのまま歴史的な生産関係を表現するものである。そして生産関係は、すなわちそれにびたり照応したところの分配関係をもつ。つまりここにいう労働過程と分配過程とは、たしかに概念的にはいちおう別個にたてられる範疇ではあるが、しかもそれらはけっしてきりはなしてかんがえられるものではない。マルクスははっきりといっている――規定された分配関係は、歴史的に規定された生産関係の表現にほかならない。……いわゆる分配関係は生産関係の、および人間がかれらの人間生活の再生産過程で相互にとりむす諸関係の、歴史的に規定された・独自の社会的な・諸形態に照応し、またこうした諸形態から発生するのである。」(『資本論』第3巻, 第51章) と。すなわち、分配関係は生産関係に照応し、またそこから発生するものであって、その逆のつながりにあるのではないのであり、さらにいう

ならば、何が必要労働であり、何が剰余労働であるかは生産関係そのものの歴史的な形態によっ
て当初的に定立されるものであって、分配関係から——いわんや「再分配過程」から——みちび
きだされるそれではけっしてないはずである。そうである以上、この馬家駒氏の見解は、あきら
かに原理を逆立ちさせた論理というほかない。「いつの時代にも消費資料の分配は、生産諸条件
そのものの分配の結果にすぎない……。分配を生産様式から独立したものとして考察し、あつか
い、……真実の関係がとくにあきらかにされているのに、なぜ逆もどりするのか？」（マルクス
「ゴータ綱領批判」；邦訳、国民文庫版『労働者党綱領問題』、p. 64）

なお馬家駒氏の所論には、以上のほかにまだ一、二疑問を感じさせるふしがある。たとえば——

「この段階（全業合営以後の段階——引用者）では、企業の生産は基本的にすでに社会主義
的な性格をもつ生産であり、資本家の私有財産はすでにその資本としての本質を喪失しは
じめ（?）、全人民的所有の財産に転化しはじめており、「定息」の上に具現された剰余価値
収奪はすでに一步をすすめて、さらにせまい範囲に制限されるにいたっている。(??)」(同書。
p. 110) と。

いったい「資本家」の私有財産のいわゆる資本としての本質は、まだこの段階でようやく「喪
失しはじめた」ばかりなのだろうか？ さらにまた「定息」は剰余価値収奪のたんなる量的縮減に
すぎぬものなのだろうか？ 前述・「専業公司」の権能をあらためて点検しなおされる必要があ
らう。

1956年12月10日付の北京『大公報』にのった呉承明氏の論文「我国……的贖買形式」もまた、
「分配過程において剰余価値に転化する」との主張をなす点において、前記・馬氏の見解とほと
んど揆を一にするものといえることができる。氏はいう——

「定息はブルジョアジーに若干の生活資料を供給しうのみで、それはもはや資本に転化
することはありえない。……労働力はすでに商品ではなく、労働時間はもはや剰余価値に影
響せず（「影響せられず」というべきではないか？——引用者）、労働生産性の向上ももはやふた
たび相対的剰余価値をうみだすことをしない。かかる事態のもとでも、労働者の必要労働と剰
余労働とを劃分することはもちろん可能であるが（なぜ可能か？——同）、しかしその必要はない
(?)。このことよりして、われわれはつぎのようにつづることができる、——定息は實際上
剰余価値としてうみだされたものではないが、ただ「私股」（私有の株式。つまり全業合営後、国家に
よつて確認せられた「資本家」の持分。）
の存在にもとずき、価値分配にあたって剰余価値なる形態に転化するのみなのである(!?)。
それはあたかも、資本主義商業がまだ存在していた頃（1956年以前のいわゆる国家資本主義の初級
形態としての商業をさすのであろう——同）、国営工場のつくりだした価値でも、それが私営商

業によって取次販売せられた場合、それらの生産物の一部が剰余価値に転化するのとおなじである(??)」

この立場は、あきらかに馬氏のような「溯及論」とはことなる。ただ分配過程において、労働の生産物形態が剰余価値に転化するというだけなのである。さすがに呉承明氏一流の手がたい論法といたいところであるが、——しかし、どうもやはり、分配過程と生産過程とがそれぞれ別個の、というよりはまったく相反した機能をいとなみうるといった理解にたっているようにおもえてならないがどうだろうか？ 生産過程ではもはや相対的剰余価値はうみだされない——たしかにそのとおりであろう、もはや資本主義的な剰余労働という一範疇がそこでは定立されえないのだから。ところが、分配過程においてはじめてある「価値」が剰余価値に転化する——ということとはつまり、分配過程にはまだ資本主義的な要素が何程か残留しておればこそなのであるが、そうすると分配過程と生産過程とはあきらかに矛盾するということになりはしないか？ それ「過渡期」の特質だとでもいわれるなら、また何をかいわんやである。かさねて『資本論』からの引用をゆるしていただくならば、「……分配諸関係の歴史的な性格は、生産諸関係——その一面のみを分配諸関係は表現する——の歴史的な性格である。」すでに、労働過程（＝生産関係）において、何等剰余価値創出の要素をもたぬにもかかわらず、それに照応し、また「その一面の表現」であるところの分配過程（＝分配関係）においてにわかに剰余価値が顕現するなどということは、およそありえよう筈がないではないか？

なおまた、そのあとで呉氏のあげる——私営商業と国営工業との間にみられる「価値転化」なる事実との対比も、この場合、それはまったく似て非なるものとのひきくらべというべきである。工業（＝生産過程）と商業（＝流通過程）との関係は、何びともしるのとおり、価値「実現」の過程でこそあれ、価値「転化」のそれではけっしてない。生産・分配の概念と生産・流通のそれとは、まったくカテゴリーを異にするものである。しかも、呉氏の挙例にいう「剰余価値に転化する」一部とは、おそらく私営商業が国営工業生産物を取次販売することによって入手する商業利潤をさすものであろうが、それはあくまでも国営経済ウクライドにおける「社会のための必要労働」の生産物形態の一部がそのままの形で私商に分与されるものであって、私商の利潤になるからといってそれが剰余価値形態に転化せねばならぬ必要（理由）は少しもないはずである。

ひとしく剰余価値説にぞくするとはいっても、以上諸家の立論とは多分に立場をことにする主張として、——やはり北京『大公報』1956年12月23日付に採録せられた李凌氏の論文「定息的実質和……的作用」がある。李氏の主張の特徴は、定息は合営企業労働者によってつくりだされた「新しい価値」ではなくして、資本家の生産手段が生産物上にその価値を転移したものとして

の「ふるい価値」の一部であるとみる点にある。すなわち——

「これは当然のことであるが、定息をもし資本家についてみた場合、依然としてそれは勞せずしてえられたところの搾取収入であり、その實質はすなわち剰余価値の転化した形態である。定息は全業合営後においてプロレタリアートがつくりだしたところの「新しい価値」ではなく、それは資本家が（国家に）委譲した生産手段が、（その価値を）生産物上に転移したところの「ふるい価値」の一部なのである(?)……これも当然のことであるが、定息として資本家に支払われる旧価値部分は、ほんらい企業の減価償却用として留保さるべきものであり、それがいま資本家にあたえられるわけである。したがって、かりにたんに企業の単純再生産を維持するための必要だけをかながえてみても、労働者はなおやはりみずからがつくりだす新価値の一部をもって、そうした缺損部分を補填しなければならないのである(?)」

周知のとおり、社会主義生産（としての合営企業経済下）における労働の生産物形態（P）の有機的構成は——

$$P=pm+ak$$

全業合営化を楔機として、従来の資本家が国家に運営を委譲した生産手段（pm）そのものは、たしかに「ふるい価値」にはちがいない。その後、国家が新しい生産手段を補給しないかぎり、それはそのままP上に価値(量)を転移する。ただしその場合、価値転移をおこなうのはひとりpmだけではないのであって、かならずak（合営企業内における労働力）もまたあわせてP上に転移する。否、現実にはakがpmにはたらきかけ、両者が渾然一体化する——すなわちそれらがみずからを止揚することによって、そこにはじめて全然異質の一経済範疇Pの誕生をみるのである。つまり、あたらしい生産物形態Pは、ふるい価値形態たるakおよびpmが完全にその価値形態を転化する（＝価値量を転移する）ことによって、はじめてそこにうみだされるものなのである。しかも、——「定息」は現実にはPそのものの一部分をもって支払われるのではないのか？ 李凌氏のいう「剰余価値の転化した形態」あるいは「ふるい価値」とは、どうもpmの質を意識しての立言としかうけとれないが、われわれの理解する「ふるい価値」とはpmのほかにはakをもふくめたものの量たるべきはずである。さらにまた「新価値」とは、われわれの理解ではPそのものであるべきはずであり、李氏のかながえておられるようなPでもなく、またpmでもない——となるとけっきょくakのみ——というようなものではけっしてないはずではないか？

李氏は、あるいはpmとakとをいつまでも切離してかながえ、まずpmをもって「定息」を支払い、ついでその「缺損部分」をakでもって支払う——とでもいうのだろうか？ しかし生

産がひとたび開始されるや、その瞬間にpmもakもいずれもともに姿態変換をとげ、かわってただそれらの「価値」量のみを継承する新たな実質的存在Pがあらわれでるのみなのである。

なお、この李凌氏とおなじ「過去の剰余価値」説にぞくするものに、『新建設』1957年2月号にのった沢厚・亦讓両氏の署名になる「定息与对抗」（同誌，pp. 59—60）の一文がある。後(註14)にその要点だけを抄録しておいたから、あわせみられたい。

「定息」＝剰余価値説についての主要な見解は、わたくしのみたかぎりでは、ほぼ以上のごとくである。

(註8) いわゆる「国家補償説」の範疇にぞくする見解としては、たとえば張元元氏「論定息」1956年11月号，pp. 33—36)，徐迪生氏「定息不是……剰余価値」(『学習』同11月号，pp. 30—31)，江詩永氏「關於定息的性質問題」(『經濟研究』1957年第1期，pp. 25—37)などのほか馮和法氏の「關於民族資產階級分子的轉變問題」(『大公報』1956年12月16日付)もまたおなじくこの方向での主張である。これらの見解を総合すると、要点はつぎのとおりである。——「定息」は中国のプロレタリアートの共同の負担部分であり(江詩永氏は、これを「プロレタリア國家の買戻し金」といっている)，その社会的必要労働によってつくりだされたものであって、人民國家は資本家の手中からその生産手段を「買戻す」ため、これを国民所得の再分配という形式をつうじて、國家財政中から資本家に給付するものだ——ととくにある。

おもうに、この見解は經濟学的究明としても不十分だし、また通俗的解説としても正しくない。「定息」をたんに再分配論だけでうけとめも、この場合殆ど大した実践的意義はないのであって、問題の焦点はむしろその授受をめぐるプロレタリアートと「資本家」とが、生産關係面においていったいどういふ相關關係にたつことになるのかということをあきらかにする点にある筈だ、したがって、当然にここでは何よりもまず労働の生産過程(つまり生産關係)ならびにそれに照応するものとしての分配關係に力点がおかねばならない。なおまた、「定息」は事實、國營の各專業公司単位における計算によって支払われるが、しかしこのことと國家の財政支出行為とは全然別個異質の問題というべきである。「定息」を負担するものが、いったい中国のプロレタリアート全体なのか、それともただ合營企業内部の労働者のみに限られるものなのか、論者はまずその点からはっきりめてかかる必要があろう。もし後者だということであれば(わたくしはそうだとおもう、本稿III参照)、國家財政による補償という見解はもはやそこで決定的になりたたなくなる。また、万一そうでなくて前者だということになっても、國營企業の支出行為即國家の財政支出行為とするのは、財政の概念をあまりにも大きくひろげすぎたところの、しかも反面またいわゆる「經濟核算制」をあまりにも過少に評価したところの(というよりも無視したところの)、やはりあやまった見解とみるべきであらう。

(註9) いわゆる「資本金子説」は、たとえば呂長増氏「論定息の實質」(北京『大公報』1956年10月31日付)、嵐氏「資方的定息……」(『学習』同年11月号，p. 30)などがそれで、もっぱら例の利子うみ資本の論理——『資本論』第3巻にいう、資本家はふたつの人格にわかれうる、資本の單純な所有者とその使用者である、生産過程の外部にある資本はそれ自身利息を取得しうるのみである——に依拠

する。これらの見解のあきらかなあやまりは、過渡期中国という特殊な現実的条件にたいして、『資本論』の章句をそのままあてはめようとする、まさに典型的な教条主義的手法そのもののうちにある。

ともあれ、さきの国家補償説にせよ、またこの資本利子説にせよ、それらに共通する欠陥は、中国における特異な社会主義改造の形態、とりわけいわゆる「買戻し」の実態にたいして、いずれもともにもう一歩ふみこんだ分析的考察がなされていないという点である。

(註10) 千家駒氏はせっかくここで「国家の蓄積部分」に言及しておりながら、なぜそれと並行してかんがえられるもうひとつの重要な経済範疇たるその「予備部分」(社会の予備ファンド、後(註16)参照)にも言及しようとししないのだろうか？

(註11) 宿景芳氏は雑誌『学習』1956年8月号の「問題解答」欄で、「定息」の本質をときつつ、全業合営の労働範疇をつぎのようにのべている——「(全業)公私合営企業中には、二種の所有制すなわち社会主義的所有制と資本家的所有制の残存物とが存在しているから(?)、そこでは労働者の労働はなお必要労働と剰余労働とのふたつの部分に分かれるのである(!?)。必要労働には、労働者がみずからのためにする労働ばかりでなく、なお労働者が社会のためにはたらく労働もふくまれている……」(同誌、p. 26) みられるとおり、あきらかに三本建労働である。じつは、わたくしはここで宿氏のいう公私合営企業が全業合営企業ではなくて、「個別」公私合営企業をさすのではないかと、何度もこの章句の前後をよみかえしてみたのだが、どうにも「全業」合営以外にはよみとれなかった！

(註12) 邵緯生氏「定息以後……的股息是特殊性的剰余価値」(雑誌『新建設』1956年11月号、p. 29)によれば——「(全業合営以後においても)資本主義所有制は、法律上でもまた形式上でも、なお依然として存在しているのだから、国家の「買戻し」政策にもとずき、プロレタリアートがつくりだす生産物のなかから、具体的にいえば合営企業労働者のつくりだす生産物のなかから、その一部分をもって「定息」なる形式により、資本家に「買戻し」の代価が支払われねばならぬのである。したがって、合営企業内部における労働者の労働はふたつの部分に分かれることになるのであって、その一部は自己と社会との必要労働であり、他の一部は資本家のための無償労働すなわち剰余労働である(?)。剰余労働のつくりだす価値はすなわち剰余価値である……」。ここでは、すべてがまったくはっきりしている!!

(註13) 宋則行氏「論定息剰余価値的特殊形態」(『経済研究』1957年第1期、pp. 19—24)ではつぎのようにのべられている——「すでに(全業)公私合営企業のなかに「股金」(株主元本)なる形式による資本主義的所有制が存在している以上、公私合営企業労働者の労働によってつくりだされる価値は、その大部分は本人および社会の必要をみたすためにつかわれはするが、しかしそれはそれとして、なお固定せられた小部分のもの〔=価値〕はこれを定息として、あらかじめ資本家に無償で占有せしめないわけにはいかないのであって、このことはまた、当然に、労働者が生産過程のなかで消費する労働なるものをして、なおやはり必要労働と剰余労働とに、つまり自己ならびに社会のための労働〔両者はいずれもプロレタリアートにとって必要なものである——原註〕と資本家によって無償で占有される労働とのふたつの部分とに分かれしめる(?)——たとえば、後者が非常に小さな、また固定された部分に局限されるとしても——のである」(p. 21)と。しかも、宋氏はこの章句のあとではっきりと「全業公私合営企業のなかでは、資本家はすでに生産手段を支配することができなくなり、定息は資本に転

化することができなくなり、また剰余価値を増殖し、搾取を拡大するための手段になりえなくなった。これは非常に明白なことである。」(p. 22) ともいっている。これらふたつの章句は、そのいずれもがこのテーマのもっとも基本的な概念をのべたものであるだけに、たとえ宋氏がそれらをめぐる諸条件についてどれほど精緻な分析敘述をおこなっているとしても、両句間の概念矛盾は氏の論文にとって殆ど致命的な欠陥をなすものといわざるをえないのである。

(註14) 沢厚・亦譲両氏はいう——「それ(=定息)は現在の搾取ではない。それは過去の剰余価値(資本)の転化形態であって、現在の剰余価値ではない……資本家が定息を受取り使用するの、自己の過去における搾取の成果を消費するものである……」と。

なお、ついでに——前(註8)の江詩永氏はその論文でこの「過去の剰余価値説」を批判しているのであるが、その際——「買戻し」が「一度払い」でおこなわれるのではなくて、「分割払い」でなされるのだから……といった理由を用いているが、それではまったく的を射たことにはならないであろう。

〔・付註1〕 雑誌『新建設』1957年3月号にのせられた曾凌・朱紹文両氏共作の「定息的性質と作用」(同誌, pp. 45—49) もまた、「定息」をもって特殊な剰余価値の搾取形式とみる主張のようである。しかし、その場合両氏はもっぱら「定息」給付をめぐる外的諸条件のみに重点をおいて、いわば一般論な角度からテーマをかんがえるのみで、肝腎の合営企業内部における生産・分配の關係に少しも焦点をしぼろうとしない。そのためにけっきよく、資本主義的所有制がなお残存するということのみからただちに「定息」=剰余価値説の結論を引出さざるをえないという、論稿の分量のわりには多分に乏しい内容のものしかできあがらなかったようにみうけられる。

〔・付註2〕 雑誌『学習』1957年第6期(3月18日号, pp. 18—20)にのった楊英杰氏の論文「定息后的公私合営企業中不再生産剰余価値」は、国家補償説でも資本利子説でもなくて、しかも剰余価値説にたいしてもまた賛成の立場にたってはならず、そのかぎりにおいて、わたくし自身大いに興味をひかれたものであるが、残念ながらなお分析がもうひとつ徹底しておらぬようにみうけられた。わたくしのみるところ、氏の見解の中心点は、けっきよくつぎの二章句に要約されるのではないかとおもう。

まず、「定息」が剰余価値でないとの論理については——「(全業以后) 公私合営企業労働者のつくりだす利潤は、国营企業労働者のつくりだす利潤とおなじものであり、すべて労働者の必要労働であり、すべて自己の生活のための、また社会の予備資金・蓄積資金のための必要労働である。また利潤の使用にあたっては、公私合営企業は国营企業と同様に、これ(=利潤)をすべて国家に上納し、その統一計画のもとに使用される。ただ、ことなる点は公私合営企業を管理する專業会社が、合営企業利潤の一部を、国家が支出するところの、資本家の生産手段を買戻すための代価として、資本家に給付するという点だけである。」(同誌, p. 18) と。

また、「定息」と「買戻し」の關係については——「……「買戻し」は‘等価交換’ではなく(というの、おそらく、ブルジョアジーはすでに過去永年にわたって、労働者のつくりだした剰余価値を搾取することによって、かれが充用した資本は回収しているからという意味であろう——引用者)。

プロレタリアートが国家に差出した一定の資金であり、社会全体の平和的な転換を買取り、資本家をしてより容易に社会主義改造を受入れしめ、かれらをして積極的に自己の技術・知識をもって社会主義建設の事業に貢献せしめるためのものである。」(同、p. 19)

以上のように楊氏の立場は、たしかに従来の「剰余価値説」とははっきりその趣をことにするものであり、また論理のプロセスも現実と比較的密着した無理の少ないもののようにみうけられるのであるが、しかしわたくしのみるところ、どうも問題が非常に安易な形(或は態度といってもよい)でしかうけとめられていないようにおもえてならないのである。たとえば、上掲第一の章句を中心にしていえば、そこではさきほどからもみてきたような「剰余価値」論者がいずれもひとしく多かれ少なかれ問題としてとりあげ、しかもついに満足すべき解答にみちびきえなかったところの、「定息」をうみだす労働過程(生産関係)とその分配過程(分配関係)との関係、つまり両者の照応性の問題——このテーマの最も基礎的な部分——について、氏はほとんど何等の顧慮分析をもあたえてはいないのである。はたしてそれでよいだろうか？ さらにまたその第二の章句、「定息」と「買戻し」との関係についても、たしかに氏の論旨はいちおう示唆的といえるのであるが、しかし、そこでは要するに「社会の平和的転換を買取る」点がのべられているだけであって、もう一步ふかく突込んだ考察——なぜその「平和的転換」が無償でやれないのかという問題の解明——は全然なされていらないのである。こうした不十分さのために、せっかく氏が「全業合営後においても、資本家の搾取はなお存在している」(同誌、p. 19)と強調しても、そのことと「買戻し」すなわち「定息」給付とが直接すこしもむすびつくにいたらず、けっきょくこの「定息」論争のもつ重要な実践的意義ともいうべき現段階の中国における労「資」間の矛盾問題が、ほとんど水面下に没入してしまっているのである。なお、氏のこうした一種の安易な姿勢は、さきに『経済研究』1955年第2期誌上にのせられた氏の論文「社会主義経済法則的作用問題」中での「四馬分肥」の価値源泉にたいする考察にもはっきりとあらわれている(たとえば氏によれば、そこでの「股息」は剰余価値ではなくて国家蓄積からの分与物だという)のであるが、ここでは紙数の関係上、これ以上はのべない。

III

「定息」の本質をめぐる諸家の見解の批判的紹介は、おおむね以上の程度で、必要かつ十分であろうかとおもう。これらの諸論文をここに選択紹介するにあたっては、ただ、比較的権威ある機関誌紙について、所与のテーマを中心になるべく総体的なまとまりのある論説をもとめようとしたにすぎず、もとよりそれ以外に何等の基準・作為をもったわけではない。——にもかかわらず、率直にいて、これらのひとびとの「定息の本質は何か」という主題にたいする解明は、いずれも多分にみちたりぬものばかりであった。これはまったく残念というほかはない。しかしそれにもかかわらず、わたくし自身にとってみれば、今回これら諸家の見解を検討することによって、いろいろうところも少くなかったようにおもう。以下、あらためてわたくし自身の見解をつづり、もって大方の批判をおおぐこととしたい。

中国の現段階における国家資本主義ウクライド（＝全業合営企業經濟ウクライド）は、まえにものべたとおり、「基本的に社会主義化した」ものといわれる。——ところでこの「基本的に」という修飾語がなぜくっついているかといえ、けっきょくのところ、それは「定息」分与なる「尾巴」（しっぽ）がいまだにそこにぶらさがっているという、ただそれだけの理由によるものにはほかならない。本稿1でものべたとおり、中国において、資本家の生産手段はいまやあげてプロレタリア国家の占有支配下におかれるにいたり、もはやそこではいささかの剰余価値（こうしたいわば原基的な經濟範疇はほんらいの意味以外にそうむやみな modification はありえない筈だ）も再生産されえなくなっており、またそれにともない資本家の人事調配権もまた国家に委譲され、そこではもはや商品としての労働力なるものは完全にその痕をたづにいたり、そのかぎりにおいて、このウクライドにおける労働の生産過程は、もはや「完全に」社会主義化したといってもすこしもさしつかえない筈——とわたくしはかんがえる。一部の「剰余価値」論者をしていわしむれば、おそらくこうした考えかたはあまりにも単純な、割切りすぎた見解ということになる。しかし、生産手段の占有権の專業公司への委譲といい、はたまた人事調配権のそれといい、いちおうことは簡単なようにみえるかもしれないが、實際上これほど重大なことはないのであって、それが社会全体のいわば体制的な規模において断行されたということは、まさにそこに「革命的変革」ということばをあてはめてもすこしも大げさにすぎはしないのである。こうした基礎的な事態の変化を、まずわれわれは率直に理解することが大切なのではなかろうか？ この認識をたんなる「尾巴」によって、逆にふりまわされては何にもならないようにおもう。

以上のことから、わたくしはまず中国の現段階における合営經濟ウクライドの労働の生産物形態は、ただ労働者自身のための必要労働によるものと、そして社会のためのそれによるものとの二種以外にはありえぬとかんがえたい。そしてその上であらためて「定息」の源泉としての労働範疇はどこに帰属せしめられるかということをかんがえたいのである。もちろん、それがここでの労働者自身のための必要労働なるカテゴリーに帰する筈もないことは、いうまでもなくあきらかであろう。とすれば、けっきょく問題の焦点は後者の、「社会のための必要労働」とは、この場合いったいどういうものか——ないしはそこでの生産物形態の分配過程は如何なるものであるか——という、そうした点のみにしぼられる結果となる。

一般にいわれる社会のための必要労働なるものの生産物形態は、原則として、社会全体の拡大再生産ないしは非生産的な社会にとっては有用な諸労働ないしは諸施設の維持発展のために充当される。（ソ同盟『経済学教科書』，邦訳，第4分冊，第36章。）「非生産的な社会にとっては有用な諸労働」とは、たとえば国家行政・教育・文化・医療などの諸分野における工作をいい、

またその「諸施設」とはたとえば国防軍の如きをさす。しかし、こうした分配基準はあくまでも「原則として」そうだというのであって、なおそれらのほかに一部分、そうしたいわば積極的な分配に投入されるものでないところの、純然たる消費（いわば非有用消費）にのみむけられるものもまたあわせ存在するのである。たとえば、老廃者にたいして国家が給付する厚生費用のごとき、もはや労働力の再生産ないしは住民の福祉増進にたいして、直接・間接に何等の積極的貢献をもなさない部門への分配がすなわちこれである。社会主義的な分配関係において、——つまりそこでの国民所得の再分配論においてではなく——、こうした「非有用部門」への配分といった分配範疇を特別に設定することにたいして、ひとは或は何等か懷疑をしめされるかもしれない。たしかに、わたくしの貧弱な理解の範囲内ではこのような内容の分配範疇は、従来もっぱら国民所得の再分配論において取扱われこそすれ、ほんらいの意味での分配関係論などで取上げられることはなかったもののようである。たとえば、ソ同盟『経済学教科書』がそうだし、またさきにわが国の錚々たる経済学者たちの手によってつくられた東洋経済新報社『現代社会主義講座』¹⁵もそのようである。しかし、具象的存在としての所得の再分配過程において、すでにあきらかに存在する事実は、この場合「分配関係」なる基礎的な抽象概念範疇においても何等かその種子の胚胎が証明されうはずである。また分配関係——とりわけ社会主義経済のそれにおける諸範疇を、ただ拡大再生産に「有効な」ないしは文化史的に「有用な」諸消費にのみ限定されなければならぬとする根拠はどこにもない。従来、一般的な社会主義経済の生産・分配関係論において、こうした「非有用」消費があまり問題とされなかったことの理由について、わたくしはここで立入ったせんさくの必要をみとめない。ただ実際のはなし、こうした内容をもつ範疇が、すでに最基層部分たる分配関係中において、十分安定した形で存在することをみとめることにこそ、社会主義特有の「相互扶助・同志的協力」の理念にたいし、より確固たる理論的基礎をあたえることになる筈とかがえたい。さきに千家駒氏は社会主義経済下における必要労働は、あたかも蓄積部分だけしかうみださないかのようにいっていたが、周知のとおりマルクスはそういう、いわば一面的なみかたを少しもおしえてはいないのである。¹⁵

ところで、わたくしがあえてここに過渡期中国経済の生産・分配関係面において「非有用」分配範疇なるものの定在を強調するゆえんは、ほかでもない——問題の「定息」の価値的質量がはじめていわゆる「定息」としての明確な輪廓をとりうるのは、まさにこの範疇ないしはその隣接部分とみとめればこそなのである。

いうまでもないことであるが、「定息」は、人民国家の権力主体がブルジョアジーの要求に屈して、乃至はそれとの妥協の結果として、或はまた「資本家」の生活に何等か特別の顧慮をは

らってやることよりして、支払われることになったものではけっしてない。¹⁷ それは、よくいわれるように、プロレタリアートがブルジョアジーを強行収奪することによって生産面にいたずらな混乱損傷をひきおこす愚をさけようとして、むしろかれらに何ほどかの代償を支払うことによって平和裡に、しかし断乎として、生産手段の回収をはかろうとする（つまり「買戻そう」とする）——あきらかにもっぱら権力主体の側の損得利害の判断にもとずいて設定されたものにほかならない。（なおこのほかに、さきにもすこしふれたとおり、新民主主義革命（＝民族統一戦線）の沿革に溯っての、乃至はいわゆる「人民民主独裁」なる政治体制にもとずいての諸考慮も、当然ここで計算にいれられうるのであるが、しかしここではもっぱら経済的衡量のみに重点をおいてかんがえ、その他の条件はすべて捨象することとする。）

ここにいう、——「定息」支給がもっぱら主体の側の価値判断にもとずくところの一方的な経済行為であるとの建前は、十分注意してみてもらう必要がある。なぜなら、上述諸家のいわゆる剰余価値説の致命的な缺陷は、まずこの点にたいする認識の不十分さにあるとみられるからである。かれらは、何よりもまず「定息」が不労所得であることに注目する。それはよいのだが、他方、上にあげたような条件は殆どこれを軽視するか、さもなければ無視（にあらざるば忘却！）してしまい、けっきょく一方の「不労所得」にばかり気をとられてしまうのである。そして「不労所得」から「搾取収入」へ、さらに再転して「剰余価値収奪」へと、まったくブレーキなしでつっぱしる！ わたくしは、「定息」がまさに上記のような判断のもとに支払われるものであればこそ、その分量にひとしいだけの労働生産物は、なおやはりあくまでも社会のための労働によって生産されねばならぬ筈のものとかんがえる。「定息」としての生産物形態が、「資本家」の自己消費なるあきらかに非有用的消耗にむけられる（分配される）ということは、はじめから、つまりそれの生産の当初から、明確にそこに付与されたところの、いわば歴史的な条件にほかならない。

「定息」は、これを給付する側からいえば、むしろそれが当初的には社会的に非有用であるという点にこそ、意味があるとさえいえる。（もっともしかしこのことは、「定息」を受取る側が、これを公債の購入や銀行への貯蓄などという社会的に或る程度有用な方面に活用することを、少しもさまたげるものではない。）ところで、「定息」がこのように社会的に非有用だということがはじめからわかっているにもかかわらず、その分の「価値」的創造は、過渡期中国という特殊な社会経済的条件のもとにあって、一定なお期間はどうしても社会的に必要とされるものなのである。そこに、現段階における中国のプロレタリアートと「ブルジョア分子」との間の矛盾関係のもっとも基礎的な形態が、はっきりと看取される。つまり、こうした特異な分配範疇をもつ分配関係がなおよく社会主義的な生産関係に照応しうるところにこそ、中国の過渡期経済一般の現

段階的特質が、さらには合営経済ウクライドの現段階的特質が、もっとも如実に表現されている——とみるのである。過渡期中国において、プロレタリア独裁権力による資本主義経済セクターにたいする社会主義改造が、もし「無償」で、しかも平和的におこなわれうるなら、もとよりそれにこしたことはない。しかし、事実はそのゆるさない。「買戻し」つまり有償の改造は、たしかにさきにものべたとおり「主体の側の一方的な利害判断」にもとづくものではあるが、しかしそれは、平和的に社会主義改造をおこなうためには有償方式によらねばならないといういわば「余儀ない」条件にせまられた上での利害判断なのである。

なお「定息」のための分配源泉を、わたくしはさきに老廃者厚生のためのそれと同列の範疇に属せしめたが、しかしそれだからといって、両者がまったく同一物だというわけではけっしてない。国家から厚生年金をうけとる老廃者は、たしかに「不労所得」者ではあるが、しかしいうまでもなく勤労人民の労働を搾取するものではない。これに反し、「定息」は、たとえ前者と範疇をひとしくするものであっても、あきらかにそれは一定分量の労働の搾取物である。「定息」が搾取物でありうるのは、それが「資本家」の不労所得だからという単純な論理によるのではなくして、——要するに、それがさきにいうような意味での余儀ない条件にせまられてうみだされ、分配されるものだからにほかならない。政治上のヘゲモニーを完全に掌握した中国のプロレタリアートが、社会主義改造をただ平和的に達成するためにのみ、みすみす無駄（＝非有用）とわかっておりながらも、なおみずからすすんで一定の価値的質量を「ブルジョア分子」に提供しようとする、いや、提供せざるをえないという不可避免的な条件、それこそが現段階における（「四馬分肥」から「定息」をもふくめての）被搾取の実体にはかならぬのである。

いわゆる「定息による搾取」を上述のように理解する場合、そこでの「搾取」は、もはやほんらいの意味でのそののたんなる形態上の modification ではないことがわかる。つまり、それは剰余価値の収奪などとは、何等の関係もないものなのである。毛主席は、その最近の論文「人民内部の矛盾を正しく処理する問題について」（1957年6月18日）のなかで「工商業の公私合営企業では、資本家は「定息」をとっている。つまり、まだ搾取があるのである。」といい、さらに「プロレタリアートと民族ブルジョアジーの間には搾取が存在しているが、これはほんらいは敵対的な矛盾である」と、かなりつよい表現までもちいている。こうしたことは、たしかに如何ようにも解釈できるといえはいえぬでもないが、しかし、わたくしとしては少なくともそれは、「搾取」の本質を上述のように解することを、けっしてきまたげるものでないとおもっている。

（註15）社会主義分配範疇の定式設定がもっともオリジナルになされたのは、有名なマルクス『ゴータ綱領批判』においてである。東洋経済新報社版『現代社会主義講座』第Ⅱ巻における分配理論の説明も

っばらこの『批判』の定式によってかかれたものようであるが、ただその場合、やはりソ同盟における実践経験に即しての説明という手法によったせい、分配はもっぱら国民所得の「再分配」なる次元において敷衍せられている。(同『講座』第Ⅱ巻、pp. 83—118) たしかに『批判』においても、たとえば「……第三に、労働不能者のための元本(フオンヅ)。」といった形で、多分に具象性をおびた表現でのべられてはいるが、しかし同時にまた「生産諸条件の分配は、生産様式そのものの一特徴である……」との確認が、そこで忘れることなくあたえられていることに注意したい。

(註16) マルクスはいふ——「資本制生産形態が廃絶されれば、労働日は必要労働だけに制限されう。だが必要労働は、その他の労働にして不変ならば、その範疇を拡大するであらう。けだし一方では、労働者の生活上の諸条件がより豊富となり、かくてかれの生活上の諸慾求がより大きくなるから。他方では、今日の剰余労働の一部分は必要労働、すなわち社会的な予備ファンドおよび蓄積ファンドを獲得するに必要に労働にかぞえられるだらうから。」(『資本論』第1巻、第15章；長谷部訳、日評版、第3分冊、pp. 430—431)

(註17) 菅大同氏がつぎのようにいっているのはただしい——『「買戻し」の代価如何は、かならずしもブルジョアシーの生産手段の価値によってきめられるのではなく、むしろ主としては資本主義企業ならびにブルジョア分子にたいする改造の必要性によって決定されるものである。』(「論贖買和改造」：『学習』1957年第3期(2月3日号)、p. 11)

(1957年11月30日)